

令和 6 年 第 1 回 議 会

説 明 資 料（その 2）

	ページ
第 2 令和 6 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案 【議案第 2 号】	
1 事業の総括	1
2 予算の総括	9
3 予算（目別）	1 3
4 財政状況	2 9
5 令和 6 年度機構整備及び職員配置計画	3 1
第 3 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等 に関する条例の一部を改正する条例案【議案第 3 号】	3 2
第 4 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例案【議案第 4 号】	3 3
第 5 福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例案【議案第 5 号】	3 5

福岡地区水道企業団

第2 令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案 【議案第2号】

1 事業の総括

(1) 用水供給事業

① 用水供給先 6市、6町、1企業団、1事務組合（10市、6町）

福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、
古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、
宗像地区事務組合、糸島市

② 用水供給水量

区分	令和6年度	令和5年度	差引
年間供給水量 (m^3)	91,567,674	91,812,303	△ 244,629
一日平均供給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	250,870	250,853	17

注1 令和6年度予算の用水供給水量は、供給協定水量の99%で計画

注2 令和5年度はうるう年

【参考】 構成団体別 年間用水供給協定水量

(単位：千 m^3)

団 体 名	令和6年度 供給協定水量	団 体 名	令和6年度 供給協定水量
福岡市	50,566	志免町	2,185
大野城市	5,745	須恵町	1,692
筑紫野市	5,884	粕屋町	2,727
太宰府市	4,108	篠栗町	1,625
春日那珂川水道企業団	4,156	新宮町	2,004
古賀市	2,991	宗像地区事務組合	841
宇美町	2,687	糸島市	5,282
		合 計	92,493

注1 供給協定水量とは、「水道用水供給に関する協定書」に基づく供給水量をいう。

○水源別 用水供給水量

【年間】

(単位：千m³)



【一日平均】

(下段は全体に占める割合、単位：m³/日)

区分	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)
筑後川水系	203,395 82.3 %	203,625 81.0 %	205,490 81.7 %	199,455 79.5 %	199,464 79.5 %
多々良川水系	18,553 7.5 %	18,881 7.5 %	19,390 7.7 %	19,640 7.8 %	19,645 7.8 %
海水淡水化	20,120 8.2 %	23,930 9.5 %	21,445 8.5 %	23,760 9.5 %	23,760 9.5 %
那珂川水系	4,976 2.0 %	5,040 2.0 %	5,289 2.1 %	7,998 3.2 %	8,001 3.2 %
合計	247,043 100.0 %	251,476 100.0 %	251,613 100.0 %	250,853 100.0 %	250,870 100.0 %

注1 令和5年度はうるう年

注2 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

③ 料金収入

(単位：千円)

区 分	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (予算)
基本料金	9,489,277	9,489,277	9,489,277	9,555,789	9,551,802
使用料金	901,708	917,886	918,388	918,123	915,676
小 計	10,390,985	10,407,163	10,407,665	10,473,912	10,467,478
消費税及び 地方消費税	1,039,099	1,040,716	1,040,766	1,047,391	1,046,747
合 計	11,430,084	11,447,879	11,448,431	11,521,303	11,514,225

注1 令和5年度はうるう年

○ 用水供給料金（税抜き）

- ・ 基本料金：157円/m³ × 基本水量（基本水量 = 1日最大供給水量 × 調整率）
- ・ 使用料金：10円/m³ × 使用水量

○ 基本料金の減免

- ・ 調整率（67.5％）による軽減を継続
- ・ 五ヶ山ダムによる企業団の増量分を80％減免（令和7年7月まで）

(2) 主要事業

① 施設能力の確保

ア 海水淡水化施設の設備更新

海水淡水化センター及び多々良混合施設の設備については、更新時期を迎えた機器毎に計画的に更新を行う。

【令和6年度の取組み】

- 海水淡水化センター 高圧RO膜設備更新工事（令和5～8年度）
 - 多々良混合施設 監視制御設備更新工事实施設計業務委託 等
- （単位：千円）

事業計画	令和6年度	令和5年度	増減(△)
海水淡水化施設の設備更新	552,101	216,123	335,978



海水淡水化センター



高圧RO膜



多々良混合施設

イ 牛頸浄水場の改良・更新

機能維持を図るため、牛頸浄水場及びポンプ場施設の機械・電気設備について、定期的な点検・整備を行うとともに、設備毎の更新計画に基づき更新を行う。

【令和6年度の取組み】

- 牛頸浄水場 ろ過池防水工事（令和5～6年度）
 - 天拝坂中央配水池 電気設備更新工事（令和5～6年度） 等
- （単位：千円）

事業計画	令和6年度	令和5年度	増減(△)
牛頸浄水場の改良・更新	328,746	823,894	△ 495,148



牛頸浄水場



牛頸浄水場 ろ過池



天拝坂中央配水池 電気設備

② 維持管理の強化

水質管理機能の強化

牛頸浄水場の送水エリアにおける残留塩素濃度低下事象や、送水管路の二重化等による送水環境の変化に対応するため、水質管理機能の強化を図る。

【令和6年度の取組み】

- 牛頸浄水場 脱水機増設工事（令和5～6年度）
- 水質計器設置工事（令和5～6年度）等
- 水質情報共有システム構築業務委託（営業費用に予算計上）

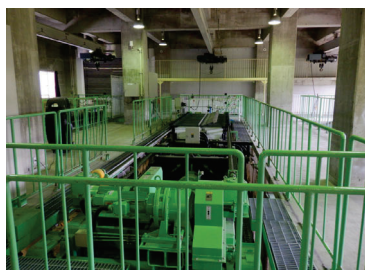
（単位：千円）

事業計画	令和6年度	令和5年度	増減(△)
水質管理機能の強化	844,569	15,316	829,253

*水質情報共有システム構築業務委託料（16,632千円）は含まない。



牛頸浄水場



脱水機設備



水質計器

③ 耐震機能の強化

ア 管路の耐震化

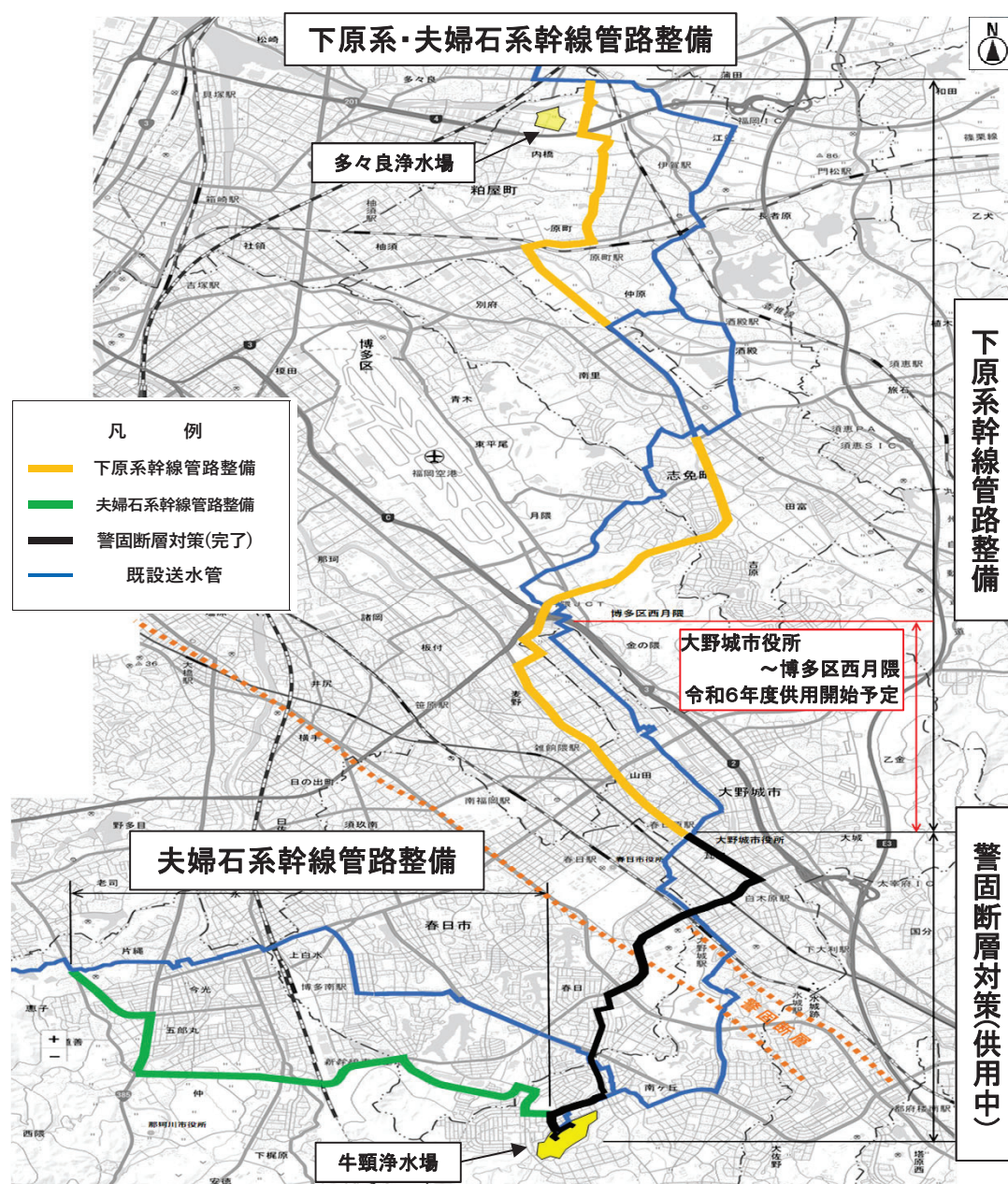
管路整備計画に基づき、老朽化した管路の更新、大規模地震に備えた耐震化及び危機対応のための機能強化を計画的に実施する。

【令和6年度の取組み】

下原系・夫婦石系幹線管路整備

- 下原系粕屋地区送水管路整備（令和6～9年度）
- 夫婦石系月の浦地区送水管路整備（令和6～7年度） 等
- ※ 下原系幹線管路一部供用開始（大野城市役所～博多区西月隈 約4.0km）
（単位：千円）

事業計画	令和6年度	令和5年度	増減(△)
下原系・夫婦石系 幹線管路整備	3,731,332	3,149,197	582,135



イ 福岡導水施設地震対策（独立行政法人水資源機構実施事業）

福岡導水施設の耐震性を確保し、将来にわたり安定的に水道用水を供給するために、（独）水資源機構が進める施設の耐震補強やトンネル併設水路築造工事等について、連携して推進に取り組む。

【令和6年度の取組み（水資源機構）】

- 2号トンネル併設水路築造工事
- 思案橋水管橋併設水路築造工事 等

（単位：千円）

事業計画	令和6年度	令和5年度	増減(△)
水資源機構負担金	1,919,456	1,692,381	227,075

福岡導水施設平面図（赤字は令和6年度事業対象箇所）



提供：（独）水資源機構筑後川下流総合管理所福岡導水事業所

2 予算の総括

(1) 収益的収支

款・項	令和6年度 予算額 ①	令和5年度 予算額 ②	増減(△)額 ①－②
	千円	千円	千円
1. 水道用水供給事業収益 (A)	12,735,143	13,016,284	△ 281,141
1. 営業収益	11,517,982	11,526,115	△ 8,133
2. 営業外収益	1,210,880	1,490,169	△ 279,289
3. 特別利益	6,281	—	6,281
1. 水道用水供給事業費用 (B)	12,058,206	13,035,855	△ 977,649
1. 営業費用	11,954,078	12,894,367	△ 940,289
2. 営業外費用	99,128	135,568	△ 36,440
3. 予備費	5,000	5,000	—
▲ 特別損失	—	920	△ 920
収支差引額 (A)－(B)	676,937	△ 19,571	696,508

▲：令和6年度予算なし

(2) 資本的収支

款・項	令和6年度 予算額 ①	令和5年度 予算額 ②	増減(△)額 ①－②
	千円	千円	千円
1. 資本的収入(A)	4,391,054	2,239,270	2,151,784
1. 企業債	2,552,000	—	2,552,000
2. 国庫補助金	711,263	615,384	95,879
3. 出資金	1,127,791	1,623,886	△ 496,095
1. 資本的支出(B)	9,463,844	8,607,049	856,795
1. 設備費	6,071,091	4,570,973	1,500,118
2. 国営事業等負担金	1,919,456	1,692,381	227,075
3. 償還金	1,468,297	2,300,787	△ 832,490
4. 予備費	5,000	5,000	—
▲ 国庫補助金返還金	—	37,908	△ 37,908
資本的収支過不足額 (A)－(B)	△ 5,072,790	△ 6,367,779	1,294,989

▲：令和6年度予算なし

注 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,072,790千円は、損益勘定留保資金等で補てんする。

(3) 債務負担行為

① 収益の支出

事 項	期 間	限 度 額
海水淡水化施設修繕工事 (令和6年度分)	令和7年度	千円 36,000
送水施設修繕工事 (令和6年度分)	令和7年度	46,000

② 資本の支出

事 項	期 間	限 度 額
牛頸浄水場等設備更新工事 (令和6年度分)	令和7年度	千円 991,000
管路整備工事 (令和6年度分)	令和7年度から 令和9年度まで	令和7年度以降 5,604,000

(4) 企業債 起債限度額 2,552,000 千円

(5) 一時借入金 借入限度額 500,000 千円

(6) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用
の間の流用

(7) 構成団体からの補助金 10,158 千円

3 予 算（目別）

（1）収益的收入

款・項・目		令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
1.	水道用水供給 事業収益	12,735,143	13,016,284	△ 281,141	97.8
	1. 営 業 収 益	11,517,982	11,526,115	△ 8,133	99.9
	1. 給 水 収 益	11,514,225	11,521,303	△ 7,078	99.9
	2. そ の 他 の 営 業 収 益	3,757	4,812	△ 1,055	78.1
	2. 営 業 外 収 益	1,210,880	1,490,169	△ 279,289	81.3
	1. 県 補 助 金	32,939	42,045	△ 9,106	78.3

内 訳				
千円				
用水供給料金と供給水量 (単位：千円、m ³)				
区 分		令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
料 金	基 本 料 金	9,551,802	9,555,789	△ 3,987
	使 用 料 金	915,676	918,123	△ 2,447
	小 計	10,467,478	10,473,912	△ 6,434
	消 費 税	1,046,747	1,047,391	△ 644
	合 計	11,514,225	11,521,303	△ 7,078
供 給 水 量		91,567,674	91,812,303	△ 244,629
※供給水量は協定水量の99%で設定				
		令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
配水池まわり電気料負担金等		3,757	4,055	△ 298
▲ダイオキシン類測定委託負担金		—	757	△ 757
福岡県水道広域化事業補助金				

款・項・目			令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
			千円	千円	千円	%
		2. 受 取 利 息	5,747	7,301	△ 1,554	78.7
		3. 受 託 収 益	79,059	79,783	△ 724	99.1
		4. 構成団体補助金	10,158	24,914	△ 14,756	40.8
		5. 長期前受金戻入	915,633	1,238,634	△ 323,001	73.9
		6. 消費税還付金	162,947	93,579	69,368	174.1
		7. 雑 収 益	4,397	3,913	484	112.4
		3. 特 別 利 益	6,281	—	6,281	皆増
	1.	そ の 他 特 別 利 益	6,281	—	6,281	皆増

内 訳			
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
			千円
1. 預金利息	3,344	4,895	△ 1,551
2. 貸付利息	33	36	△ 3
3. 有価証券利息	2,370	2,370	—
構成団体等からの水質検査受託料			
独立行政法人水資源機構への割賦負担金利息に対する構成団体からの補助金			
過去に建設改良費に充当した補助金等に係る当年度収益化に伴う戻入益			
消費税及び地方消費税の還付金			
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 使用済膜譲渡代 (海水淡水化センター)	1,433	621	812
2. 脱水ケーキ譲渡代 (牛頸浄水場)	330	462	△ 132
3. 土地使用料等	2,634	2,830	△ 196
令和 5 年度山口調整池及び寺内ダムに係る災害復旧事業国庫補助金			

(2) 収益の支出

款・項・目		令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
1.	水道用水供給 事業費用	12,058,206	13,035,855	△ 977,649	92.5
	1. 営 業 費 用	11,954,078	12,894,367	△ 940,289	92.7
	1. 原水及び浄水費	5,963,078	6,379,547	△ 416,469	93.5
	2. 送 水 費	671,511	684,887	△ 13,376	98.0

内 訳			
千円			
(ダムや牛頸浄水場、海水淡水化センター等に要する費用)			
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 給与費等	428, 043	443, 474	△ 15, 431
2. ダム等管理負担金	1, 834, 379	2, 257, 197	△ 422, 818
3. 維持管理費	3, 700, 656	3, 678, 876	21, 780
(1) 牛頸浄水場	1, 075, 557	1, 104, 064	△ 28, 507
(2) 海水淡水化センター	2, 419, 947	2, 395, 350	24, 597
(3) 水質センター	105, 407	94, 231	11, 176
(4) その他	99, 745	85, 231	14, 514
(送水管やポンプ場等に要する経費)			
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 給与費等	123, 360	124, 467	△ 1, 107
2. 送水施設維持管理費	548, 151	560, 420	△ 12, 269

款・項・目			令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
			千円	千円	千円	%
		3. 総 係 費	306,299	346,237	△ 39,938	88.5
		4. 議 会 費	14,840	14,981	△ 141	99.1
		5. 監 査 費	2,391	2,375	16	100.7
		6. 減 価 償 却 費	4,942,983	4,939,996	2,987	100.1
		7. 資 産 減 耗 費	52,976	526,344	△ 473,368	10.1

内 訳			
			千円
(事業全般に関する経費)	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 給与費等	220,755	232,630	△ 11,875
2. 庁舎維持管理費、交流・広報事業等	85,544	113,607	△ 28,063
議員報酬等			
監査委員報酬等			
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 有形固定資産減価償却費（建物等）	3,157,200	3,155,632	1,568
2. 無形固定資産減価償却費（ダム使用権等）	1,785,783	1,784,364	1,419
固定資産除却費			

款・項・目		令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
	2. 営業外費用	99,128	135,568	△ 36,440	73.1
	1. 支払利息	99,128	135,568	△ 36,440	73.1
	3. 予 備 費	5,000	5,000	—	100.0
	1. 予 備 費	5,000	5,000	—	100.0
	▲特別損失	—	920	△ 920	皆減
	▲その他特別損失	—	920	△ 920	皆減

▲：令和6年度予算なし

内 訳			
			千円
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 企業債利息	94,128	113,581	△ 19,453
2. 借入金利息	5,000	5,000	—
▲独立行政法人水資源機構への割賦負担金利息	—	16,987	△ 16,987

(3) 資本的收入

款・項・目		令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
1. 資 本 の 収 入		4,391,054	2,239,270	2,151,784	196.1
	1. 企 業 債	2,552,000	—	2,552,000	皆増
	1. 企 業 債	2,552,000	—	2,552,000	皆増
	2. 国 庫 補 助 金	711,263	615,384	95,879	115.6
	1. 国 庫 補 助 金	711,263	615,384	95,879	115.6
	3. 出 資 金	1,127,791	1,623,886	△ 496,095	69.5
	1. 構 成 団 体 出 資 金	1,127,791	1,623,886	△ 496,095	69.5

内 訳	
	千円
建設改良費に充当する企業債	
管路整備事業に対する国庫補助金 (生活基盤施設耐震化等交付金 補助率1/4)	
独立行政法人水資源機構への負担金等に対する構成団体からの出資金	

(4) 資本的支出

款・項・目		令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
1. 資本的支出		9,463,844	8,607,049	856,795	110.0
	1. 設備費	6,071,091	4,570,973	1,500,118	132.8
	1. 固定資産購入費	81,341	94,722	△ 13,381	85.9
	2. 諸設備費	5,816,193	4,414,108	1,402,085	131.8
	3. 共同施設負担金	173,557	62,143	111,414	279.3
	2. 国営事業等 基金	1,919,456	1,692,381	227,075	113.4
	1. 国営事業等 基金	1,919,456	1,692,381	227,075	113.4

内 訳			
千円			
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 水質検査機器等の購入 固相抽出前処理装置等	56,156	69,213	△ 13,057
2. リース資産の購入 パソコン等	25,185	25,509	△ 324
	令和 6 年度 ①	令和 5 年度 ②	増減(△) ①－②
1. 海水淡水化施設の設備更新	552,101	216,123	335,978
2. 牛頸浄水場の改良・更新	328,746	823,894	△ 495,148
3. 水質管理機能の強化	844,569	15,316	829,253
4. 管路の耐震化	3,731,332	3,149,197	582,135
5. その他	359,445	209,578	149,867
共同施設の設備更新関連負担金			
福岡導水施設地震対策事業負担金			

款・項・目		令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	増減(△)額 (A)－(B)	比 率 (A)/(B)
		千円	千円	千円	%
	3. 償 還 金	1,468,297	2,300,787	△ 832,490	63.8
	1. 企業債償還金	1,468,297	1,518,606	△ 50,309	96.7
	▲国 営 事 業 等 債 還 金	—	782,181	△ 782,181	皆減
	4. 予 備 費	5,000	5,000	—	100.0
	1. 予 備 費	5,000	5,000	—	100.0
	▲国 庫 補 助 金 返 還 金	—	37,908	△ 37,908	皆減
	▲国 庫 補 助 金 返 還 金	—	37,908	△ 37,908	皆減

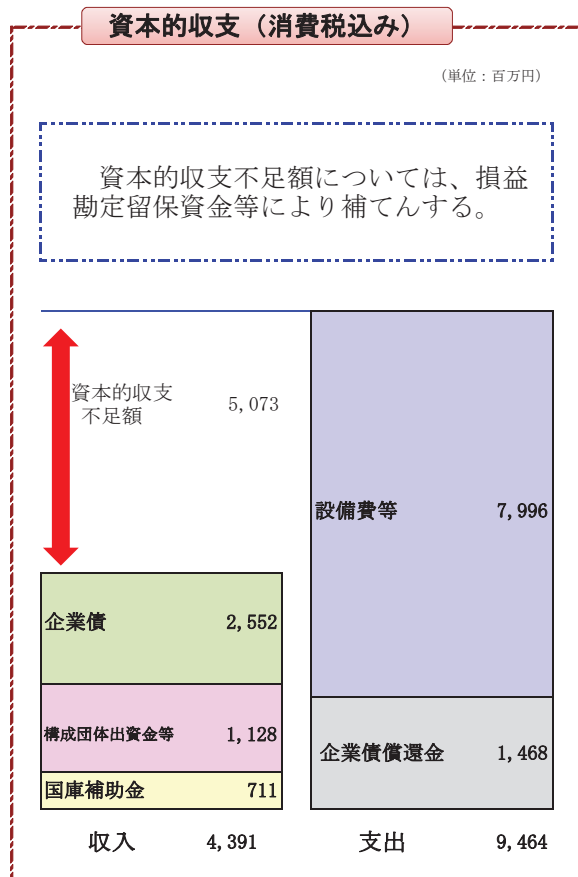
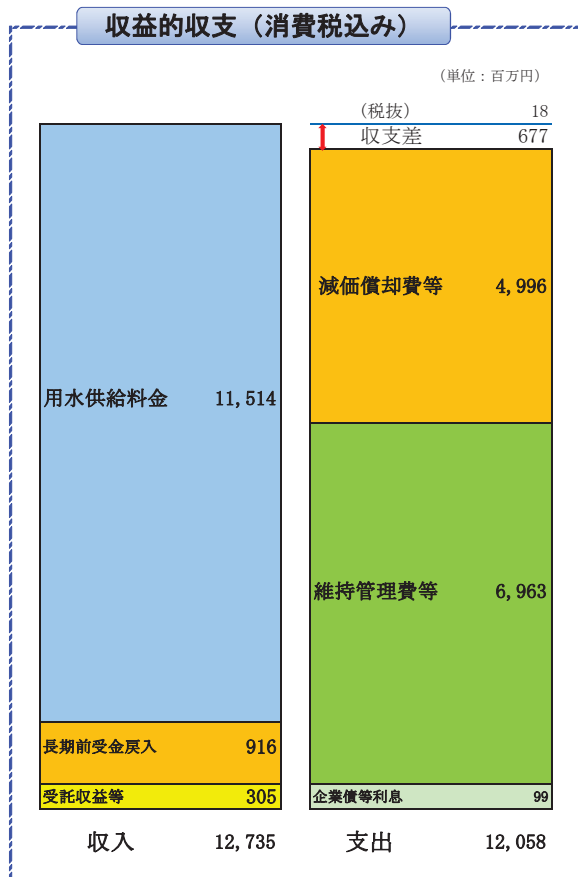
▲：令和6年度予算なし

内 訳	
	千円
企業債の元金償還金	

4 財政状況

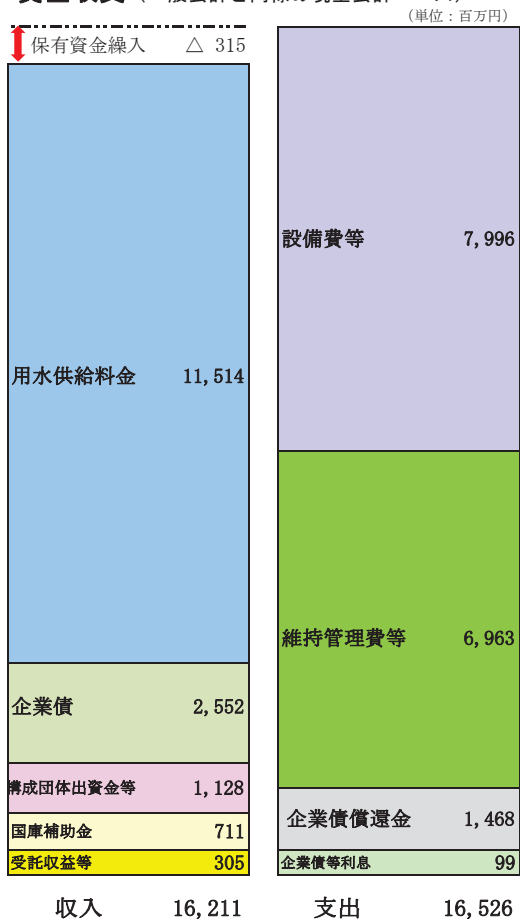
※ 端数処理の関係で項目ごとの合計は一致しない。

(1) 予算収支



* 損益勘定留保資金 = 減価償却費等 - 長期前受金戻入
(非現金支出) (非現金収入)

(2) 資金収支（一般会計と同様の現金会計ベース）

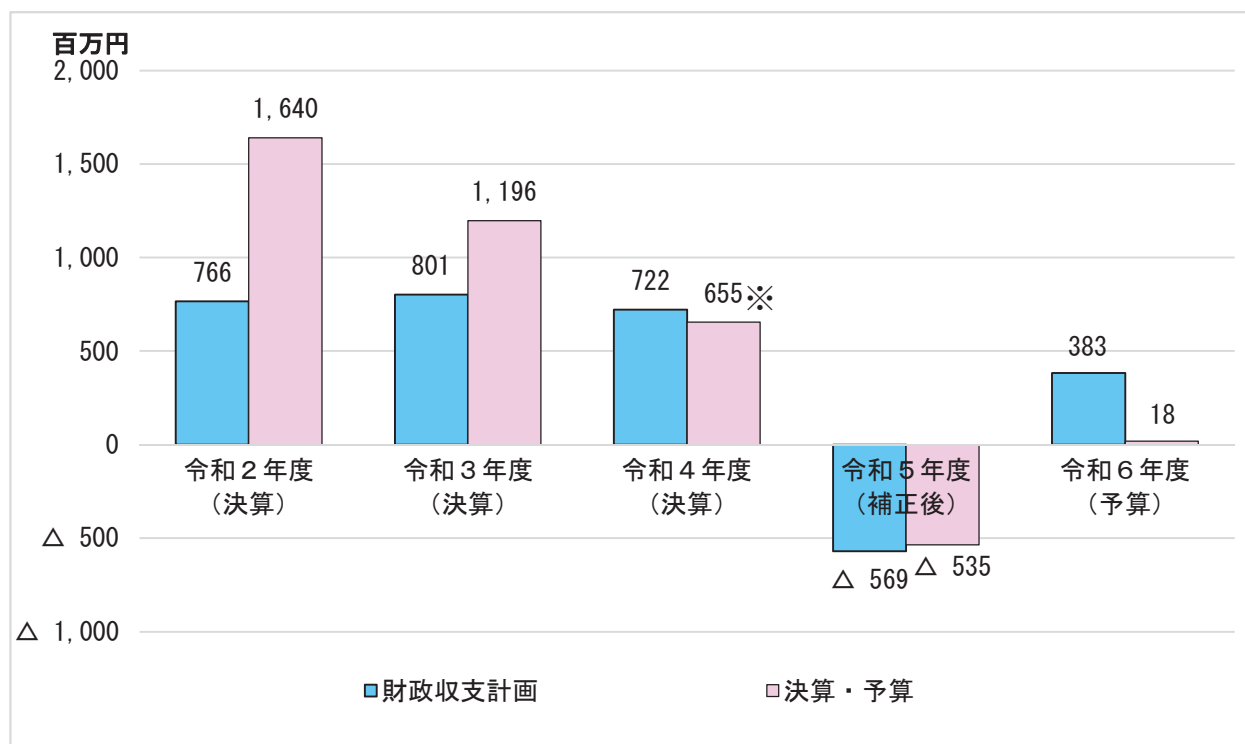


資金収支 = 収益的収支 + 資本的収支 - 非現金収支

* 非現金収支 … 長期前受金戻入、減価償却費等
(上図、収益的収支のオレンジ色の箇所)

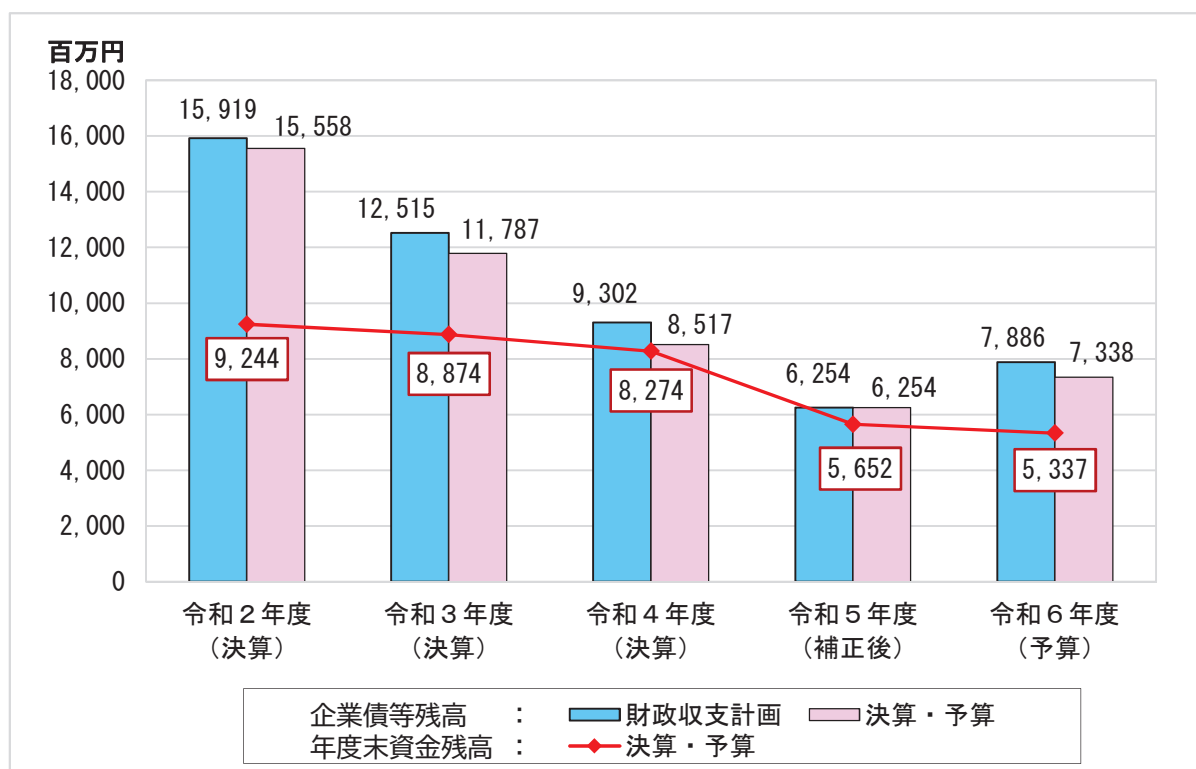
■ 単年度で資金不足となった315百万円は、保有資金から充当する。

(3) 収益的収支の単年度純損益(税抜き)の推移



※令和4年度の利益は、過年度損益修正益分の利益(非現金)902百万円を含まない。

(4) 企業債等残高(税抜き)及び年度末資金残高の推移



※企業債等残高には令和4年度まで国営事業等償還金(福岡導水建設事業にかかる割賦負担金)を含む。

5 令和6年度機構整備及び職員配置計画

—: 変更 : 新設

現 行（令和5年度）	整備案（令和6年度）
企業長 副企業長(69) — 総務部(13) — 総務課(5) — 総務係(3) — 交流広報係(1) — 財務課(7) — 財務係(4) — 管理係(2) — 施設部(55) — 計画調整課(6) — 計画調整係(2) — 計画調整係(3) — 施設課(9) — 施設係(6) — 主査(維持管理等担当)(2) — 牛頸浄水場(17) — 浄水第1係(13) — 浄水第2係(3) — 水質センター(12) — 第1係(6) — 第2係(5) — 海水淡水化センター(10) — 運転管理係(5) — 設備更新係(3) — 主査(水質管理担当)(1)	企業長 副企業長(69) — 総務部(13) — 総務課(5) — 総務係(3) — 交流広報係(1) — 財務課(7) — 財務係(4) — 管理係(2) — 施設部(55) — 計画調整課(6) — 計画調整係(2) — 計画調整係(2) — 主査(浸透圧発電等担当)(1) — 施設課(9) — 施設係(6) — 主査(維持管理等担当)(2) — 牛頸浄水場(17) — 浄水第1係(12) — 浄水第2係(4) — 水質センター(12) — 第1係(6) — 第2係(5) — 海水淡水化センター(10) — 運転管理係(5) — 設備更新係(3) — 主査(水質管理担当)(1)
(議会事務局)(1) 事務局長(総務部長兼務) — 事務局次長(総務課長兼務) — 主査(議会・監査等担当)(1) 【監査事務局主査(議会・監査等担当)を兼務】 (監査事務局) 事務局長(総務部長兼務) — 主査(議会・監査等担当)兼務	(議会事務局)(1) 事務局長(総務部長兼務) — 事務局次長(総務課長兼務) — 主査(議会・監査等担当)(1) 【監査事務局主査(議会・監査等担当)を兼務】 (監査事務局) 事務局長(総務部長兼務) — 主査(議会・監査等担当)兼務

第3 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第3号】

1 条例改正の理由

水道整備・管理行政の機能強化を目的に、令和6年4月1日に水道法が一部改正され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、規定の整備を行う必要があるもの。

2 改正の内容

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

旧	新
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第4 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案【議案第4号】

1 条例改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方自治法の改正により令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となった。

また、フルタイム会計年度任用職員に対しても、対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが総務省から通知されたことを踏まえ、当企業団においても令和6年度より会計年度任用職員へ勤勉手当の支給が可能となるよう規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を、勤勉手当の支給対象とする規定の整備。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

次頁のとおり

【下線部分が改正部分】

旧	新
(会計年度任用職員の給与) 第22条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。 2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、<u>第13条及び第14条(勤勉手当に係る部分に限る。)</u>の規定は、適用しない。 第23条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。 2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条、<u>第14条(勤勉手当に係る部分に限る。)</u>及び第16条の規定は、適用しない。	(会計年度任用職員の給与) 第22条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。 2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2 <u>及び第13条</u>の規定は、適用しない。 第23条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条及び第16条の規定は、適用しない。

第5 福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第5号】

1 条例改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方自治法の改正に伴い、規定の整備を行う必要があるもの。

2 改正の内容

第6条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

旧	新
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により、企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により、企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。